

第3章 全体構想

1. 土地利用・拠点地区形成の方針

土地利用・拠点地区形成の基本方針

小城市は、北部に天山山系の山々が連なり、中央部には広大で肥沃な佐賀平野が広がり、南は日本一の干潟を有する有明海に面しています。市街地はJR小城駅北周辺とJR牛津駅周辺、主要な幹線道路沿道などにまとまって形成されており、また広大な平野部には、集落が点在しています。

本市は、小城地区に小城都市計画区域、牛津地区に牛津都市計画区域という共に用途地域を持たない2つの都市計画区域が指定されており、三日月地区及び芦刈地区のエリアは、現時点で都市計画区域外となっています。

我が国では、市街地が拡大する都市化社会の時代から、安定・成熟した都市型社会への移行が進み、さらに人口減少・少子超高齢化の時代を迎えて、集約型都市構造への転換が求められており、本市においても、市街地の拡散防止による集約化と、既成市街地の活性化が課題となっています。

小城市全体のバランスの取れた発展と然るべき保全を可能とするために、2つの都市計画区域の一体化及び市域全体への拡大を視野に入れながら、以下の方針に基づいて、将来都市像の実現を目指します。

拠点地区の充実及び連携・ネットワーク型のまちの形成

環境負荷の抑制や効率的な社会資本投資を可能とするために、中心拠点、地域拠点、三日月拠点、芦刈拠点に生活に必要な都市の機能が集積し、充実した拠点地区の形成や市街地の拡散防止による集約化を図ります。また、農林漁業集落地の生活環境の保全と地域コミュニティの活力維持に努めながら、各拠点地区が相互連携・補完するネットワーク型のまちの形成を図ります。

適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成

都市計画区域の一体化・拡大と併せて用途地域の指定も検討し、住・商・工の用途の適正な配置による土地利用の誘導を図り、住みやすい住環境や活力ある産業の発展など、暮らしやすいまちの形成を目指します。

豊かな田園環境・自然環境の保全と活用

本市が有する広大な農地と田園環境、北部の山地・丘陵地、祇園川や晴気川、牛津川などの水と緑、有明海の干潟などの豊かな自然環境は、良好な都市環境を形成する要素であることはもとより、重要な産業基盤でもあることから、これらを保全するとともに、レクリエーションや観光資源と

しての活用を図ります。

(1) 土地利用類型と配置方針

商業・業務地

- ・ 本市の中心的な商業・業務施設が集積している JR 小城駅から小城市役所小城庁舎周辺にかけてのエリアについては、幹線街路の整備と併せて、市民生活を支え且つ観光と連携した商業・業務機能の活性化を図ります。
- ・ JR 牛津駅周辺の商業・業務施設が集積しているエリアについては、地域住民の生活を支え、にぎわいのある商業・業務機能の活性化を図ります。
- ・ JR 小城駅北周辺及び JR 牛津駅周辺の市街地にある国道等の沿道については、幹線道路の機能を活かした利便性の高い商業・業務施設の集積を図ります。

住宅・サービス施設等共存地

- ・ JR 小城駅北側及び JR 牛津駅周辺の市街地において、住宅と店舗、学校、サービス施設等が混在しているエリアについては、中低層住宅の立地環境を保全しつつ、それぞれの施設の共存による利便性の高い市街地形成を図ります。
- ・ 三日月庁舎周辺及び芦刈庁舎周辺については、地域の生活を支える利便施設や、交流を促進する施設等の集積を図るとともに、定住人口を維持するための住宅の建設を誘導します。
- ・ その他、主として住宅地として利用されている市街地内の幹線道路沿道において、積極的に商業・業務機能の立地促進を図る必要はないエリアについては、中低層住宅とともに沿道型の生活サービス施設の立地共存を図ります。

住宅市街地

- ・ JR 小城駅北周辺及び JR 牛津駅周辺の市街地に形成されている低層住宅地については、専用住宅を基本とする良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・ JR 小城駅南側及び JR 牛津駅南側については、公共交通の利便性を活かし、新たな街なか居住を促進するための良好な低層住宅の誘導を図ります。

産業・研究施設地

- ・ 既存の牛津工業団地については、工業生産を支える環境を維持するとともに、用地の拡張について検討します。

- ・ 工業団地適地選定調査による選定地区については、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究施設地として整備を推進します。
 - ・ 市街地にある大規模な工場については、機能維持と周辺環境との共存、若しくは新たな産業・研究施設地への移転など住工混在の防止・解消を図ります。
- ・ 農地・集落共存地
- ・ 優良な農地については、農業振興や貴重な食料を生産する産業基盤として、また都市の良好な景観を形成する貴重な資源として、保全を図ります。
 - ・ 農村・漁村の集落地については、集落環境の維持・保全にふさわしくない用途の建築物の立地制限などを、住民とともに検討していきます。
 - ・ 幹線道路の沿道周辺等にあつて、住宅などの開発が進行しているエリアについては、無秩序な市街化の拡大を防止する方策を検討します。
 - ・ 幹線道路の整備等に伴い、地域振興のための土地活用が求められる地域については、地域の実情に応じて田園環境と調和した計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・ 山地・丘陵地
- ・ 市北部に広がる天山山系の山地・丘陵地については、豊かな自然環境を保全するとともに、自然とふれあうレクリエーションゾーンとしての活用を図ります。
 - ・ 市西部にある丘陵地については、身近に接することができる緑として、また都市の風致を形成する緑として保全を図ります。
 - ・ 中山間地において、後継者の不足等により荒廃化・遊休地化が見られる山林や樹林地等については、適切な維持管理若しくは自然の山に帰す方策を検討していきます。

(2) 拠点地区形成の方針

中心拠点の形成と中心市街地の活性化

- ・ JR 小城駅周辺から小城公園～市役所小城庁舎周辺に至る地区については、本市の中心を成す拠点として、医療・福祉・文化施設など公共・公益施設の適正な更新による機能充実、商業・業務施設などの都市機能の集積を図ります。
- ・ 中心拠点から上町に至るエリアは、本市の中心市街地として位置づけられることから、都市機能の集積に加えて、地域特性をふまえた既存商店街の再構築、住環境の向上による定住人口の確保、魅力的

- な街並み形成等による観光集客力の向上などの活性化を図ります。
- ・ 県道小城牛津線の歩道整備などの改良を促進し、商業事業者や住民とともに街並み景観づくりを推進します。
 - ・ 酒蔵や町屋などの歴史的建造物の保存・修復と活用を図るとともに、水路や樹木など歴史とうるおいを感じさせる地域の資源を活かした街並み整備を図ります。
 - ・ JR 小城駅南については、駅へのアクセス性及び利便性を高め、さらに計画的な住宅地開発の誘導による定住人口の確保を図ります。
 - ・ 羊羹や清酒、鯉など、地域の特産品と連携したまちのイメージづくりを、事業者とともに推進します。

地域拠点の形成と活性化

- ・ JR 牛津駅周辺については、地域住民の日常生活を支える拠点として、商業施設や文化施設、医療・福祉施設などの集積と充実を図ります。
- ・ 赤れんが館や牛津会館などの歴史的な建造物を保存するとともに、それらと調和した風格と落ち着きのある街並み形成を図ります。
- ・ JR 牛津駅南については、駅へのアクセス性及び利便性を高め、さらに計画的な住宅地開発の誘導による定住人口の増加を図ります。

三日月拠点の形成

- ・ 三日月庁舎周辺については、三日月地区の拠点として、文化施設や交流施設等を充実します。
- ・ 既存の交流施設の維持と利活用を図るとともに、本庁舎の設置とそれに伴う生活利便施設の集積、居住エリアの創出等による拠点形成を図ります。

芦刈拠点の形成

- ・ 芦刈庁舎周辺については、芦刈地区の拠点として、定住人口の増加、交流人口の増加等を目指し、住宅や交流施設、物販所等の集積を図るとともに、有明海沿岸道路の整備や県立病院の移転等をふまえた地区特性にふさわしい施設の立地誘導による拠点形成を図ります。

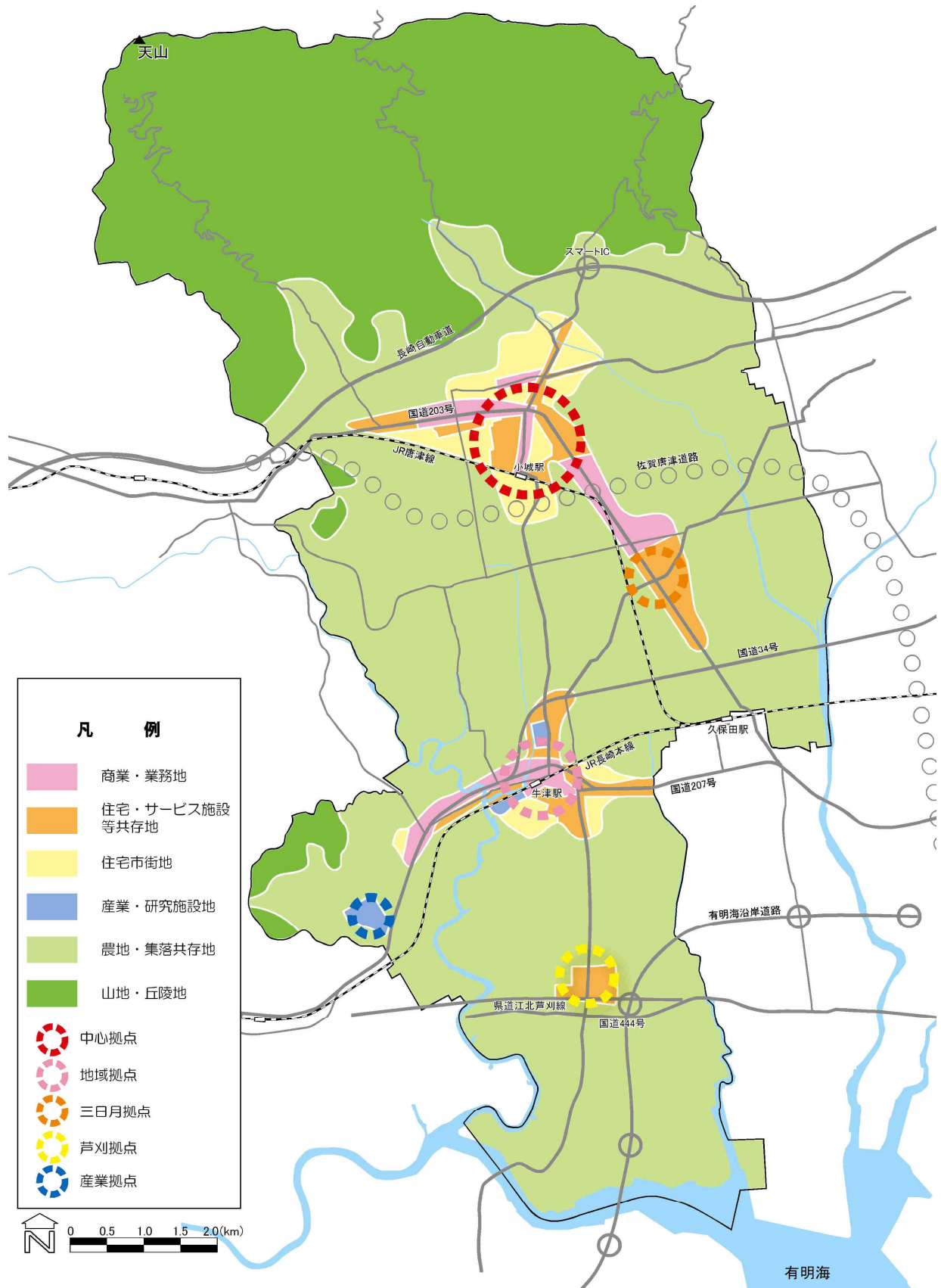
産業拠点の形成

- ・ 牛津工業団地については、既存の工業機能を維持するとともに、周辺環境に配慮しながら、用地の拡張など機能強化を図ります。
- ・ 工業団地適地選定調査による選定地区については、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究施設地として整備を推進します。

(3) 宅地開発の適正な規制・誘導の方針

- ・ 幹線道路沿道など、無秩序な宅地開発が起きやすいエリアについては、都市計画区域の再編と併せて開発許可制度の活用により、それぞれの地域にふさわしい開発を誘導します。
- ・ 農地・集落地については、優良な農地の保全に努めつつ、地域コミュニティの維持を図るために必要な整備を地域住民とともに推進します。

土地利用・拠点地区形成の方針図



2. 交通体系の整備方針

交通体系の基本方針

小城市の主要幹線道路は、広域的な拠点都市である佐賀市と接続する路線など、東西方向が主要な軸になっていますが、市の中心拠点である JR 小城駅周辺の市街地と、市南部の地域拠点である JR 牛津駅周辺の市街地をつなぐ南北方向の路線が脆弱であるなど、地域間交流や連携を支える交通ネットワークの確立が必要とされています。

また、広域幹線道路である有明海沿岸道路や佐賀唐津道路（国道 203 号バイパス）の整備が進められていることから、これらを活かしたまちづくりも重要です。

そして、住民の高齢化が進むことや、環境負荷の少ない日常生活を推進する必要性などから、公共交通の利用促進や安全な歩行者空間の確保が課題です。

このような課題をふまえ、円滑な日常生活を支える交通体系を実現するため、以下の方針に基づいて交通施設の整備を図ります。

本市の一体性を強化する交通ネットワークの構築

一体の都市としての骨格づくりと発展を支えることを目指して、市中心部の中心性を高め、各拠点地区間の連携を強化するための交通ネットワークの構築を図ります。

都市活動を支え都市間連携を強化する交通体系の確立

本市の産業活動を支え、また日常生活の多くが密接に関係する佐賀市との連携を強化するため、広域幹線道路の整備を促進するとともに、相乗的に整備効果を発揮する総合的な交通体系の確立を図ります。

公共交通等の利便性の向上と利用促進

移動手段である自家用車への過度な依存から、公共交通を含めた適切な利用形態に移行するため、鉄道やバスの運行ルートの改善や連携を向上するとともに、交通結節拠点等の整備や拠点地区間のネットワークの構築を行い、公共交通施設の利便性向上と利用促進を図ります。

また、市街地や集落地などの生活エリアにおいて、歩行者や自転車、車椅子等により安全に移動することができる空間づくりを進めます。

(1) 道路整備の方針

広域幹線道路

- ・ 長崎県や熊本県方面とのアクセスを向上する有明海沿岸道路の整備を促進します。
- ・ 佐賀市及び多久市・唐津市方面との都市間連携を強化する佐賀唐津道路（国道203号バイパス）の整備を促進します。
- ・ 福岡、長崎をはじめとした九州各県を結ぶ広域的な交通網である長崎自動車道とのアクセスを向上するため、小城PAのスマートインターチェンジ化を推進します。

幹線道路

- ・ 小城中心拠点と牛津地域拠点の連携を強化するため、県道小城牛津線の機能強化を図ります。
- ・ 県道小城牛津線のJR小城駅前の計画区間の整備を推進し、安全な歩行者空間の確保と歴史的な風格、にぎわいのある通りの形成を図ります。
- ・ 小城地区から芦刈地区に至る南北方向軸の形成に向けて、牛津市街地部の通行がスムーズになされる方策を検討します。
- ・ 牛津地域拠点と芦刈拠点間の連携を強化するため、県道牛津芦刈線の整備を促進します。
- ・ 牛津地域拠点と三日月拠点間の連携を強化し、さらに佐賀市との交流強化を図るため、県道川上牛津線の整備を促進します。
- ・ 芦刈地区と江北町との連携を強化する県道江北芦刈線の整備を促進します。
- ・ 小城PAのスマートインターチェンジ化の実現と併せて、小城市中心拠点とのアクセス道路の整備を進めます。
- ・ 有明海沿岸道路、佐賀唐津道路（国道203号バイパス）のインターチェンジと各拠点地区とのアクセス道路の整備を推進します。
- ・ 市道石木・西川線から三ヶ島・大和線の県道昇格による整備を促進します。

地域道路

- ・ 都市計画道路については、国・県・市道の整備計画等と調整を図りながら、必要に応じて整備を促進します。しかし、長期未着手の路線については、佐賀県の方針に基づき計画の変更や廃止などの検討を行います。
- ・ 市街地・集落地などにおいて生活道路の整備が必要な地区については、地域住民との協働により安全な道路空間の確保を進めます。

(2) 公共交通施設の整備方針

鉄道

- ・ JR 小城駅及び JR 牛津駅について、駅前広場、駐車場、駐輪場等の機能充実など、まちの玄関口としての環境整備と交通結節機能の強化を図ります。
- ・ 駅南北の円滑な移動を確保する手法を鉄道事業者とともに検討し、駅南北相互の利便性向上を図ります。
- ・ 拠点形成に応じて、鉄道駅の新設を検討します。

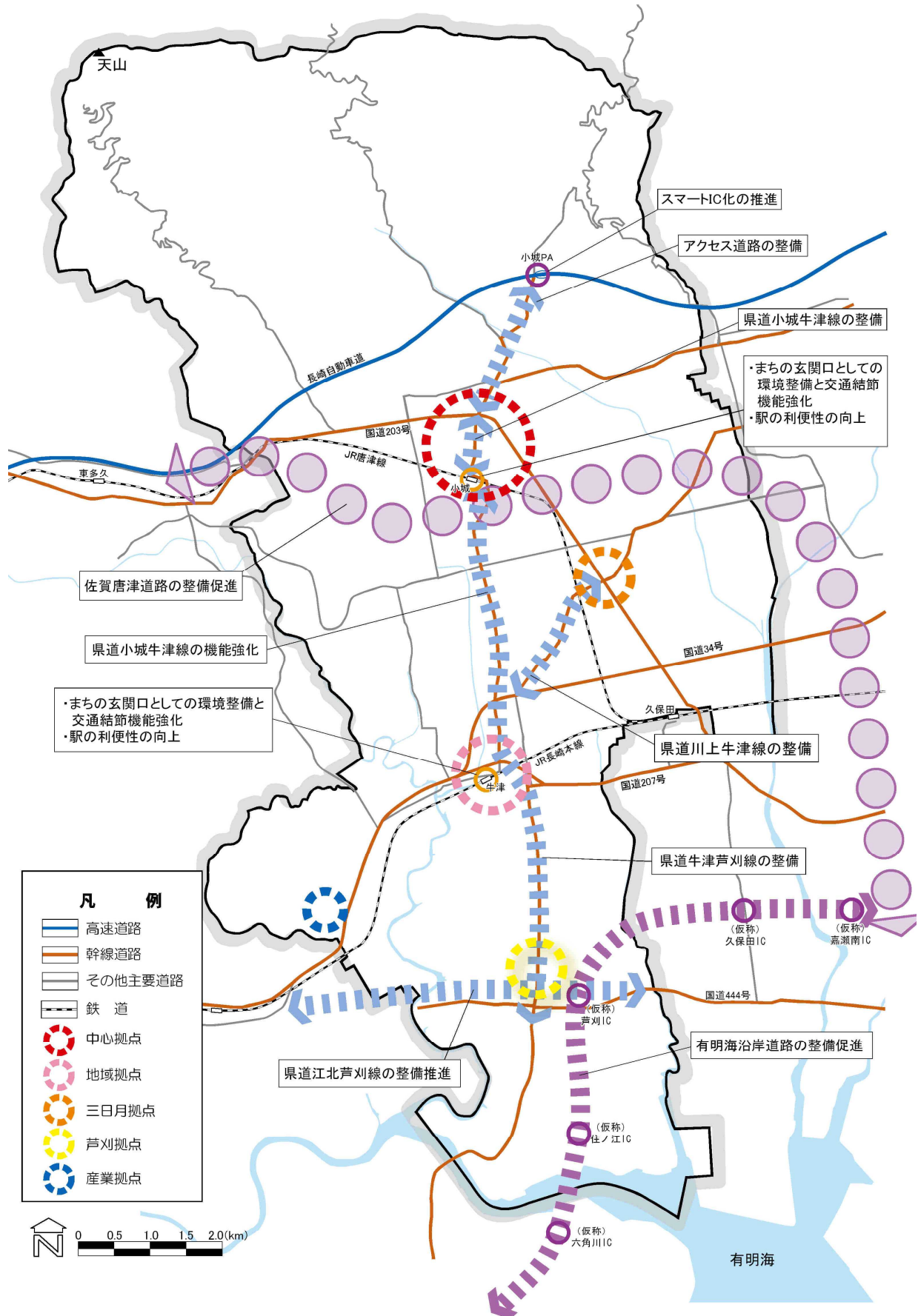
バス・タクシー

- ・ 路線バスが廃止された区間において、高齢者等の交通弱者の貴重な移動手段を確保するため、巡回バスやコミュニティタクシーの維持・充実を図ります。
- ・ 高齢者等の交通弱者が日常生活の移動を容易にできるよう、主要公共施設を回る巡回バスの維持・充実とともに、広域循環バスの導入を図ります。
- ・ 路線バス等については、便数や定時性の確保、住民サポーター制度やモニター制度を活用した使いやすいバス停留所の整備など、利用促進と利便性の向上を事業者とともに推進します。
- ・ バスの運行のあり方やルートの見直しや既存交通機関との連携を図り、わかりやすく安心して利用できるネットワーク構築を推進します。

(3) 歩行者系道路の整備方針

- ・ 幹線道路等における歩道や自転車歩行者道の設置、自転車道との区分、バリアフリー化などにより、歩行者や車椅子利用者が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を推進します。

交通体系の整備方針図



3. 自然的環境の保全・整備の方針

自然的環境の保全・整備の基本方針

小城市は、北部に天山山系がそびえ、中央部には肥沃な佐賀平野が広がり、祇園川や晴気川、牛津川などが豊かな田園を潤し、南にはムツゴロウやシオマネキなどが棲む貴重な干潟を有する有明海に面するなど、豊富な自然環境に恵まれた都市です。

これらの自然や田園環境を守り、市民生活にうるおいを与えるとともに、緑豊かな市街地の形成を図るため、以下の方針に基づいて保全・整備を推進します。

自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成

市街地を見下ろす天山山系の山々、祇園川や晴気川、牛津江川、牛津川などの河川、有明海の干潟については、都市の環境を維持する重要な要素であることから、積極的に保全を図ります。

また、河川敷の緑や有明海の干潟の連続性を活かした水と緑のネットワークの形成を図ります。

田園環境の保全と市街地内緑化の推進

小城市を特徴づける広大で優良な農地については、原則的に保全を図ることとします。

また、市街地部については、公園や緑地の整備と維持、街路樹の整備、敷地の緑化の推進など、緑豊かな街並み形成を図ります。

多様なレクリエーション空間の整備

市民の多様なレクリエーションに応えるため、小城公園をはじめとする地区の核となる公園の整備を推進するとともに、山地や河川、干潟などの豊かな自然を活用します。

(1) 自然的環境の保全・活用の方針

山地の保全・活用

- ・ 天山から長崎自動車道周辺に至る山地については、貴重な動植物の生息地であり、かつ水源涵養、土砂崩壊防止、保水など、治水や防災上重要な機能を担う森林を擁することから、積極的に保全を図ります。
- ・ 山地部の豊かな自然を享受できる自然公園や散策路などの維持・充実を図り、自然体験型のレクリエーションや観光施設として活用します。

身近な緑の保全・活用

- ・ 市の西部に存在する三里や砥川の身近な丘陵地の自然環境や、市内各所に見られる社そう林等については、都市の風致を形成する重要な緑であり、保全を図ります。
- ・ 身近な緑については、自然体験など、環境学習の場としての活用を図ります。

水辺空間の保全・活用

- ・ 祇園川や牛津江川、牛津川等の河川については、市民との協働のもとに水質の保全と河川敷の緑地の保全を図ります。
- ・ 天山山麓にある滝々や、「ふるさといきものの里百選」のゲンジボタルの舞う祇園川や晴気川などの清流を保全し、またレクリエーションや観光資源として、今後も活用を図っていきます。
- ・ ムツゴロウやシオマネキをはじめとする多様な生物が生息する貴重な干潟がある六角川の河口から有明海にかけては保全し、また環境学習や体験型レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・ 祇園川や嘉瀬川、牛津川、福所江川、六角川については、既存の水辺環境を活かし、親水性が高く、休息や健康づくりにも利用できる水と緑のネットワーク形成を図ります。
- ・ 市街地や田園を流れる水路は、水質保全と身近な水辺空間として見直し、活用を市民とともに検討していきます。

農地の保全・活用

- ・ 平野部に広がる優良な農地は、重要な産業基盤であるとともに、ふるさとの景観や防災など重要な役割を持つゾーンとして保全を図ります。
- ・ 天山山麓に形成された棚田については、「日本の棚田百選」「全国農村景観百選」にも選ばれた本市が誇る風景のひとつであることから、観光資源としても活用し、後世に残していくための方策を検討します。
- ・ 田植えや稲刈りなどの体験学習や、食育の推進などについても、営農者など地域住民の協力のもとに進めていきます。

(2) 公園・緑地の整備方針

地区の核となる公園の整備・活用

- ・ 小城公園は、「さくら名所百選」や「日本の歴史公園百選」にも選出された中心市街地に位置する本市の代表的な公園でもあり、一層の施設の充実や、アクセス性の向上など、利活用しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 牛津総合公園については、スポーツ・レクリエーションをはじめとする施設の維持・活用を図っていきます。
- ・ 三日月ふれあい公園については、地域のレクリエーションの核としての機能維持や、イベント等で活用を図っていきます。
- ・ ムツゴロウ公園については、有明海の自然を活かした海浜レクリエーションの場として、周辺施設と連携しながら活用を図っていきます。

身近な公園等の整備・活用

- ・ 市街地や集落内において、地域住民の交流や憩いの場、子ども達の遊び場となる身近な公園の整備を図ります。
- ・ 既存のグラウンドや農村公園などの身近な公園については、老朽化した施設・設備の改修を行うとともに、アドプトプログラムの導入などにより地域住民と協働による維持管理を進めます。
- ・ 自然を活用し、心の癒しや健康など多様なレクリエーション需要に対応する公園の維持・活用を図ります。

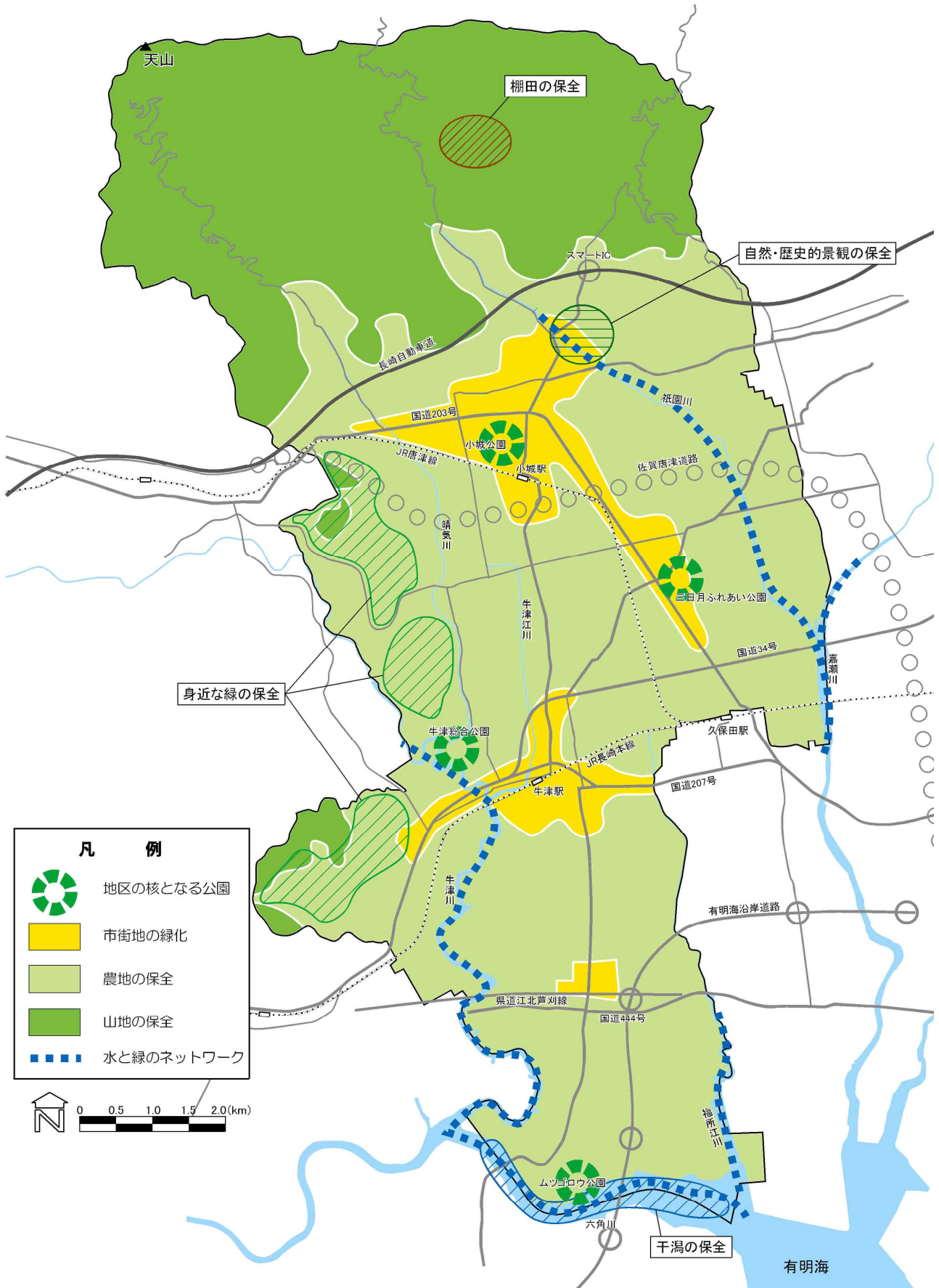
地域地区等の活用

- ・ 千葉公園周辺等の優れた自然と歴史的景観を保全するため、景観地区等の指定を検討します。
- ・ 里山などを形成する市街地周辺の丘陵地等においては、緑と調和した土地利用を図るための手法を検討します。

市街地内緑化の推進

- ・ 公共施設をはじめ、住宅地などの私有地の緑化を推進するとともに、花づくり運動など公共空間の緑化運動を市民とともに促進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- ・ 主要な幹線道路、駅、公共施設周辺の通りについては、市の木である桜や地域の特性に合った街路樹の整備による快適な歩行者空間や緑の帯の形成を図ります。

自然的環境の保全・整備方針図



4. 都市環境・景観形成の方針

都市環境・景観形成の基本方針

豊かな自然や田園に恵まれた小城市は、古の時代から人々が暮らし、城下町や宿場町などとして栄えてきた都市であり、小城公園や赤れんが館などの歴史・文化資源が数多く残っています。

一方、温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行など、地球レベルでの環境の悪化が現実のものとなりつつある昨今において、行政から個人レベルに至る環境に配慮した取り組みがますます求められています。

本市が持つ多様な地域資源を活かし、うるおいある都市環境や美しい都市景観の形成と誰もが快適に住み続けられる都市を目指し、以下の方針に基づいて、魅力あるまちづくりを推進します。

協働による快適で環境負荷の少ないまちの形成

行政・市民・事業者の協働により、事業活動や市民の日常生活等における廃棄物の発生抑制やリサイクル活動、緑や水質の保全、自家用車の過度な依存を避けるなど、快適で環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

歴史を活かした落ち着きと風格ある街並みの形成

城下町や宿場町の歴史的な通りや建造物等を守り活かし、住む人が誇りに思え、人々が訪れたいくなる落ち着きと風格ある街並みづくりを推進します。

緑豊かでうるおいのあるまちの形成

水と緑からなる豊かな自然や田園を活かし、生活にゆとりとうるおいある都市空間の形成を図るとともに、郷土の美しい都市・自然景観の保全・形成を推進します。

(1) 都市環境形成の方針

河川・水路等の水質の保全

- ・ 河川や水路、ひいては有明海の水質保全のため、地域ごとの人口や地理的な条件等に合わせて、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業による整備を計画的に推進します。
- ・ 施設の効率的な運用に向け、必要に応じて下水道計画の見直しを図ります。
- ・ 河川や水路等において、治水計画との整合等がとれる区間については、多自然型護岸などの活用を推進し、自然が本来もつ浄化能力の回復に努めます。
- ・ 市民との協働により、河川や水路の清掃や、アドプトプログラムの

導入による維持管理活動を進めます。

環境負荷の少ない社会の構築

- ・ 環境負荷の少ない都市活動を支えるために、都市機能の適正な配置や、歩行者・車椅子利用者・自転車等にやさしい道路の整備を推進します。
- ・ 企業活動や市民の日常生活において、4R や省エネルギー運動などが普及・定着するよう、広報・意識啓発や、推進団体の育成及び活動支援などのサポートを行います。
- ・ 自家用車に過度に依存しなくても生活できるよう、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。
- ・ 自然や田園環境を保全するとともに、市街地部を中心として公共施設や民有地の緑化を推進します。
- ・ 広域のごみ処理・リサイクルを可能とするために、広域清掃センターの整備を推進します。
- ・ 分別排出の徹底に向けて、分別収集体制の充実や、広報・啓発活動を推進します。
- ・ ごみの不法投棄を抑止するため、監視・指導體制の強化や適正処理対策を行うとともに、市民の意識向上に努めます。
- ・ 下水道整備の進捗を勘案し、広域連携のもとに、し尿収集・処理体制の充実を図ります。

(2) 景観形成の方針

歴史的資源を活かした景観の保全・形成

- ・ 城下町として歴史的なまちなみが残る小城地区では、街並み環境整備事業等の活用も検討しながら、歴史的な趣あるまちなみの保全・形成を図ります。
- ・ 小城地区については、桜の名所としても知られる小城公園や、多くの学校が集まる文教のまちでもあることから、花と緑豊かなうらおいのあるまちなみの保全・形成を図ります。
- ・ 長崎街道の宿場町としての面影や、赤れんが館などの歴史的な資源が存在する牛津地区では、これらを活かした街並みの保全・形成を図ります。
- ・ 市内随所に見られる歴史的・文化的資源を活かすため、「屋根のない博物館構想」に基づき、文化財等の説明板やサインの整備等を推進します。
- ・ 千葉城跡や寺社、川と緑など良好な景観を有する千葉公園一帯については、自然や建造物等が一体的となった景観保全の方策を検討します。

自然や田園等を活かした景観の保全・形成

- ・ 都市の風致を形成している天山山系の豊かな緑を保全するとともに、緑と調和した美しいまちなみ景観の保全・形成を図ります。
- ・ 市街地周辺に位置する里山や社そう林等のまとまった緑は、地域の風致を形成している美しい景観として保全・形成を推進します。
- ・ 市街地内を流れる祇園川や晴気川等の河川沿いでは、親水空間の整備や適正な植栽の整備などにより、水と緑からなる美しい水辺景観の形成を促進します。
- ・ 六角川河口から有明海にかけては、干潟などの良好な自然景観の保全を図ります。
- ・ 平野部に広がる優良な農地や水路、農家住宅等からなる美しい田園景観の保全を図るとともに、山あいに残る貴重な棚田による美しい景観の維持・保全に努めます。

公共空間における景観形成

- ・ JR 小城駅周辺や JR 牛津駅周辺など、まちの玄関口となる地区については、本市の顔となる風格と魅力ある景観の形成を図ります。
- ・ JR 小城駅前の本町通り（県道小城牛津線）では、街路事業に併せて建築協定などの導入を促進し、植栽や沿道の建物と一体となったメインストリートにふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
- ・ 拠点地区など、多くの人々が訪れ景観形成が必要な地区における建築物や工作物については、地域の特性や周辺地域との調和に配慮した色彩や形態・意匠等の誘導により、良好な景観の形成を図ります。
- ・ 幹線沿道地域における調和のとれた通り景観の形成、閑静な住宅地のまちなみ形成など、それぞれの地域の特性に応じ、適正に建築物や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい地域景観の形成を図ります。
- ・ 良好な景観が形成されている地区や、今後景観形成を図っていく必要がある地区については、景観地区の指定や地区計画制度、緑化協定制度等を活用し、美しいまちなみの形成を図ります。
- ・ 今後は、景観行政団体になるとともに、本市の景観形成の根幹となる景観計画の策定を行うことで、官民一体となった景観形成を推進します。

5. 安全・安心なまちづくりの方針

安全・安心なまちづくりの基本方針

小城市は、天山から広大な佐賀平野を経て有明海に至る変化に富んだ地形であり、土砂災害や河川の氾濫など様々な自然災害の発生の危険を有しています。台風の進路にあたることも多く、さらに近年全国各地で地震が頻発していることなどからも、大規模な地震が絶対に起きないとは言い切れません。

また、全国的に凶悪な犯罪が多発する中で、日常生活における安全の確保も重要な課題であり、真に住みよいまちとするためには、子供や高齢者、障害者などを含む全ての人々が安全で安心して暮らせる社会が求められています。

災害の発生をできるだけ抑制するとともに、災害が発生した場合の被害を最小限にとどめることを目指した安全で安心に暮らせるまちをつくるために、以下の方針に沿った取り組みを推進します。

災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成

大雨などによる土砂災害や河川氾濫などの自然災害の発生を抑制するための事業の推進や、保水機能を有する森林の保全を図るとともに、災害が発生した場合の避難や救助活動を確実にするなど、災害に強いまちの形成を図ります。

地域力による防災・防犯の推進

災害発生時の初動や情報の伝達、避難の際には地域住民による協力体制が極めて重要であり、また日常的な地域の見回りや声かけ活動などは、災害や犯罪の発生の抑止に有効であることから、地域のコミュニティの維持と強化を支援し、自助・共助・公助の役割による地域防災力を高めます。

全ての人々が安心して住み続けられるシステムの確立

子育て世代から高齢者、障害者など全ての人々が安心して住み続けることができるよう、福祉施設の充実や施設との移動手段の確保、公共施設のユニバーサルデザイン化などを進めます。

(1) 災害の発生抑制と災害に強いまちづくりの方針

災害発生抑制

- ・ 急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業等の推進により、土石流やがけ崩れなどの発生抑制に努めます。
- ・ 低地などにおける洪水を防止するため、河川の堤防の強化や河道の浚渫など、計画的な河道の整備による治水機能の向上を促進します。

- ・ 山地・丘陵地の保水能力確保と土砂流出防止のため、保安林をはじめとする森林の保全を図ります。
- ・ 牛津地区の浸水対策や、芦刈地区の高潮対策など、地域の特性に応じた災害抑制策を推進します。

災害に強いまちづくり

- ・ 災害時の避難場所となる身近な公園等の整備を推進するとともに、防災上重要な公共施設及びその周辺の建築物の耐震化や不燃化を促進します。
- ・ 老朽建築物や旧耐震基準による建築物について、耐震診断の実施や耐震改修などを促進します。
- ・ 消防水利施設の充足や更新を図るとともに、消防団員の確保など防災組織の活性化を促進します。
- ・ 防災マップの活用や自治会活動を通して、災害危険箇所や避難場所の周知を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努めます。
- ・ 狭隘道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火活動、救助活動のためのルートの確保に向けた道路整備を推進します。
- ・ 防災行政無線の整備を早急に進めるなど、災害緊急時の情報伝達が迅速かつ正確になされるよう、ハード・ソフト両面のシステムづくりを図ります。
- ・ 災害に強いライフラインの整備を推進するとともに、被災施設の早期復旧を可能とするシステムの導入を図ります。

(2) 地域防災・防犯に関する方針

- ・ 災害時の迅速な消火、救助、避難活動に対応するため、地域毎の自主防災組織の組織化を促進します。
- ・ 警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携による防犯教室の実施などにより、防犯意識の啓発を図ります。
- ・ 防犯パトロールや子ども110番の強化など、地域の自主的な安全活動を促進します。
- ・ 犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯灯の設置を推進します。

(3) 安全・円滑な移動を可能にするまちづくりの方針

- ・ 幹線道路等における歩道の設置、自転車道との区分等により、歩行者が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。
- ・ 高齢者や障害者、ベビーカーや車椅子利用者等の通行を妨げないよう、段差の解消や障害物の除却など、歩道のバリアフリー化を推進します。

- ・ 公共公益施設等の公共空間では、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、スロープや手すり、エレベーター、障害者用トイレ、誘導表示などを設置します。
- ・ 子供や高齢者、障害者も安心して外出・移動ができるよう、幹線道路などの歩道整備や公共施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、公共交通の維持・充実を促進します。
- ・ 視覚障害者が安全に道路を横断できるよう、音の出る信号機の設置を推進します。

(4) その他安心して暮らし続けられるためのまちづくりの方針

- ・ スローライフなまちづくりの推進に併せて、安全で質の高い農産物や水産物の生産や流通を、営農者や事業者とともに強化していきます。
- ・ 保健事業の拠点となる保健福祉センターの充実と有効活用を図ります。
- ・ 市民病院の医療体制の充実を図ります。
- ・ 九州新幹線西九州ルートを整備・開通に伴い、騒音等による沿線の住環境が悪化することがないように、関係機関に十分な対策を働きかけます。